

## 児童手当改正（拡充）のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

### 何が変わるの？

★初回の支払いは令和6年12月です。

主な変更点	改正（拡充）前 ＜令和6年9月分まで＞	改正（拡充）後 ＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校修了前までの日本に住んでいる児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	<u>高校生年代まで</u> の日本に住んでいる児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
所得制限	所得制限あり	<u>所得制限なし</u>
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳未満 一律：15,000円</li> <li>● 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>● 中学生 一律：10,000円</li> <li>● 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 (特例給付)</li> <li>● 所得上限限度額以上：支給なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳未満 第1子・第2子：15,000円 <u>第3子以降：30,000円</u></li> <li>● 3歳～<u>高校生年代</u> 第1子・第2子：10,000円 <u>第3子以降：30,000円</u></li> </ul>
支給月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4か月ごとに支払い 2月支払い（10月分～1月分） 6月支払い（2月分～5月分） 10月支払い（6月分～9月分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>2か月ごとに支払い</u> 12月支払い（10・11月分） 2月支払い（12・1月分） 以後、偶数月に前2か月分を支払い</li> </ul>

★第3子以降の児童人数を判定するカウント方法（多子加算の算定対象）は、今回の改正により『受給者が、養育（①経済的負担を負い、②監護すること）している「22歳年度末までの子」になります。ただし、18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子の児童手当は支給されません。

### 手続きが必要な方は？

- ・養育する全ての子が、児童手当の支給対象（中学生以下）となっている場合は手続き不要です。
- ・中学校卒業後・高校卒業後の子が、就職するなど独立して生計を営んでおり、親等の養育下でない場合は、児童手当の対象になりませんので、手続きは不要です。
- ・窓口を持参して提出される場合は、マイナンバー（個人番号）の写しは不要です。

手続きが必要な方	必要な提出書類
<p>★<u>父母のうち所得が多い方が請求者になります。</u></p> <p>★<u>父母が離婚協議中などにより別居している時は、児童と同居している方が請求者です。</u></p> <p>①現在 児童手当を受給しておらず、高校生年代の児童を養育している方</p> <p>②所得上限限度額超過で児童手当(特例給付)が支給対象外の方</p>	<p>◆児童手当 認定請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者と配偶者の「マイナンバーカード両面」の写し、又は「マイナンバー確認書類+身元確認書類」の写し</li> <li>・請求者名義の通帳の写し(表紙をめくった部分)</li> <li>・請求者の健康保険証の写し</li> <li>・高卒の子がいる場合は④も必要。</li> </ul>

<p>③現在 児童手当を受給中で、高校生年代の児童を養育している方</p>	<p>◆児童手当 額改定請求書 ・高卒の子がいる場合は④も必要。</p>
<p>④多子加算の算定対象となる 18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの<u>養育している</u>子がいる方（高校生年代までの児童を合わせて<u>合計児童数が3人以上</u>になる場合に限る。）</p>	<p>◆監護相当・生計費の負担についての確認書 ※疑義が生じた場合、経済的な負担等があることの確認書類を求めることとなりますので、確認書には、記入例にそってお子さんの現在の通学・就職等の状況や経済的な負担内容を詳しく記入してください。</p>

<その他ケースに応じて必要な提出書類>

※1\_児童と請求者の住所が別の場合：「別居監護申立書」と「児童のマイナンバーの写し」が必要。

※2\_子及び児童が留学している場合：「海外留学に関する申立書」と「留学先の在学証明書」と「翻訳書（添付書類が外国語の場合）」と「留学前の国内居住状況がわかる書類（過去 6 年以上中津川市に居住の場合不要）」が必要。

（注）翻訳書は親族以外の第三者によるものに限りません。

手続き方法は？

**令和6年10月15日（火）まで【必着】**

・必要な提出書類を添えて、郵送又は持参して次の窓口にご提出ください。

<提出先> 〒508-8501 中津川市かやの木町2番5号  
中津川市役所 市民福祉部子ども家庭課  
TEL 0573-66-1111（内線 617）  
※問い合わせは、平日 8：30 から 17：15 まで



・持参いただけるようであれば、お近くの地域事務所又は総合事務所でも提出できます。

※必要な提出書類の様式は、中津川市公式ホームページからもダウンロードできます。

中津川市公式ホームページ > 子育て・教育 > 子育てサイトなかつっこ > ジャンルから探す > 赤ちゃんが生まれたら > 児童手当

<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/kosodate/genre/4/6225.html>

公務員の方へ

児童の保護者（生計の中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。

今回の改正（拡充）に伴う手続きは、中津川市役所子ども家庭課ではなく、勤務先（所属庁）で行ってください。また、手続方法・手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問合せください。

～児童手当の申請は、出生や転入から15日以内に！～

- 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、申請日が翌月になっても誕生日や転入した日（異動日）の次の日から数えて15日以内であれば、その申請月分から支給します。
- 子どもが「就職・婚姻等で養育下から外れた」、「離職し扶養になった」、「別居した」ときは、手続きが必要となりますので、中津川市役所子ども家庭課までお問い合わせください。
- 児童手当の【養育している】とは、定期的に監護し（精神的な面も含めて、身の回りの世話をを行い）、生計費を負担している（請求者の収入によりお子さんの日常生活の全部又は一部を営んでおり、これを欠くと生活できない状況にある）ことをいいます。